

建設工事現場イメージアップデザイン 運用指針

1. 目的

道路、公園や建築物など、建設工事現場において、仮囲い等に景観に調和した一定のデザインを施工することで、建設工事のイメージアップを図り、建設業の担い手確保につなげるものとする。

2. 事前手続き

デザインを施工する場合は、本運用指針を遵守し、事前に施工場所、その様態等を金沢市に届出、確認を得るものとする。

ただし、金沢建設業協会及びその会員は、市への届出は省略する。

3. 費用

金沢市発注工事以外の必要経費は、発注者又は受注者負担とする。

4. デザイン

- デザインは、指定するデザイン2作品から1つを選択する。
なお、1つの工事現場に複数箇所施工する場合、複数デザインの併用は不可とする。
- デザインの採用にあっては、工期内の季節を考慮すること。
- デザインの著作権は金沢美術工芸大学に帰属しているため、デザインの改変（切り取り、図柄の追加・削除、モノクロ使用等）、翻案、二次的著作物の利用等は不可とする。
- デザインに含まれるクレジットを削除しないこと。
- デザインデータは、市より無償で提供する。

5. 仮囲いへの施工

- 設置数は、工事現場の道路に面した各方向につき複数枚設置可能とする。
- デザイン1枚あたりの大きさは、下記のとおりとする。
 - (1) 高さは、仮囲いの高さと同じとする。
 - (2) 幅は、高さの5倍とする。【基本サイズ（縦横比 1：5）】
- 仮囲いの設置可能な幅が小さく、上記基本サイズを設置できない場合は、デザイン1枚あたりの幅を高さの2.5倍とする。【ハーフサイズ（縦横比 1：2.5）】

(例)

仮囲い高さ	1枚あたりの大きさ	設置可能な幅が小さい場合
2m	・H2m×W10m (20㎡) 【基本サイズ】	・H2m×W5m (10㎡) 【ハーフサイズ】
3m	・H3m×W15m (45㎡) 【基本サイズ】	・H3m×W7.5m (22.5㎡) 【ハーフサイズ】

- 素材は、インクジェットプリント貼り（再剥離シート）とする。

6. 足場シートへの施工

- 各方向において、足場シートに複数施工する場合は、それぞれの間隔を 15m以上離すこと。
- 各方向において、仮囲いと足場シートの両方に施工する場合は、仮囲いと足場シートに施工する間隔を 20m以上離すこと。
- 大きさは、H3.4m×W7.2m (24.5 m²) とする。【縦横比1 : 2.1】
ただし、施工可能な足場シートの幅が小さい場合は、H3.4m×W5.4m (18.4 m²) とする。【縦横比1 : 1.6】
- 地上からの高さ（上端）は6m以下とする。
ただし、屋外広告物規制区域の許可地域及び第5種、第6種禁止地域では 12m以下とする。
※ 屋外広告物規制区域については、「金沢市まちづくり支援情報システム」で確認すること。
- 素材は、ターポリン2類白防災シート（インクジェット出力）とする。

7. 単管バリケードへの施工

- デザインの大きさは、H0.5m×W1.25m (0.63 m²) とする。
- 素材は、ターポリン2類白防災シート（インクジェット出力）とする。

8. 屋外広告物規制について

- 金沢市内においては、本デザインは屋外広告物の面積に算入せず、許可申請も不要である。
(本デザイン以外に屋外広告物を掲出する場合は、別途、市景観政策課に協議が必要。)
- 金沢市外において施工したい場合は、施工条件や許可申請の必要有無等について、石川県（所管の土木総合事務所又は土木事務所）と協議すること。

9. その他

本運用指針に疑義が生じた場合は、金沢市都市整備局都市計画課設計技術管理室と協議し決定する。

附則

この運用指針は、令和5年6月1日から施行する。